静岡環福連携促進協議会　規約

第1章　総則

（名称）

第1条　本会は、静岡環福連携促進協議会（以下「本会」という。）と称する。

（目的）

第2条　本会は、静岡県ならびに県内市町と連携し、環境活動と障害者雇用促進の取り組みに賛同する法人、個人、自治体（以下「会員」という。）が協力し、情報の共有、社会への広報、会員の交流を通して、環境と福祉が連携した持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

（活動）

第3条　本会は、次の活動を行う。

(1) 障害者雇用の促進に関する情報提供、研修及び啓発活動。

(2) 会員や本会の環福連携に関する取り組みについての広報活動。

(3) 再資源化事業の推進に関する支援及び普及活動。

(4) その他、本会の目的を達成するために必要な活動。

（後援）

第4条　本会は、必要に応じて自治体その他関係機関の後援を受けることができる。

2　後援は、活動の信頼性向上を目的とし、広報協力や助言等の支援を含むものとする。

（事務局）

第5条　本会は、事務局を静岡県浜松市中央区田町 230-15（株式会社クラ・ゼミ内）に置く。

2　事務局は、本会の事務を処理し、会員及び関係機関との連絡調整を行う。

第2章　会員

（会員の種別）

第6条　本会の会員（組合員）の種別は、次のとおりとする。

(1) 正会員

本会の目的に賛同し、環境活動と障害者雇用促進の取り組みを行うことを主として入会した法人。

(2) 賛助会員

本会の活動に賛助し、本会を支援することを目的として入会した個人（個人事業主含

む）または法人。

将来において環境活動と障害者雇用促進の取り組みを行うことを検討している個人（個人事業主含む）または法人。

(3) 特別会員

本会の活動に賛助し、本会を支援することを目的として入会した行政機関等。

（入会）

第7条　会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

（入会金及び会費）

第8条　入会金及び会費は理事会の議決で定めるものとし、会員はこれらを納入しなければならない。

（退会）

第9条　会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第10条　会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この規約その他の規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第11条　前2条の場合の他、会員は次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 第8条の義務を1年以上履行しなかったとき。

(2) 当該会員が死亡又は解散若しくは破産したとき。

第3章　業務執行

（業務）

第12条　本会の業務は、次の組合員を業務執行組合員として定め、当該業務執行組員が共同して理事会を構成する。

（業務執行組合員）

組合員　　株式会社クラ・ゼミ

組合員　　リネットジャパングループ株式会社

２．業務執行組合員の組合員以外は、業務の決定及び執行する権原を有しない。但し、組合員全員の同意による場合は、この限りでない。

３．業務執行組合員及び本会との取引行為は、利益相反に該当しないこととする。

４．組合員は、業務執行組合員を監督し、本会からの毎年の活動報告及び会計報告の通知受領後、当該報告に関する内容について本会が保有する資料の閲覧を請求することができる。

５．本会の活動について目的（第２条）に反する事情が発生した場合、組合員は当該事情の是正を理事長に請求することができる。

（業務の決定）

第13条　業務に関する事項は、理事会の決議により決定する。

第4章　役員

（役員の構成）

第14条　本会に次の役員を置く。

(1) 理事長　　１名

(2) 副理事長　若干名

(3) 事務局長　１名

２．理事長及び副理事長は、事務局長を兼務することができる。

（役員の選任）

第15条　前条の役員は、業務執行組合員の協議により業務執行組合員の中から選任する。但し、当該選任をうけた業務執行組合員が法人の場合、本会の実務運営のため当該法人から個人の職務執行者を指定することとする。

（役員の職務）

第16条　役員の職務は次のとおりとする。

(1) 理事長は、本会を代表し、業務を執行、会務を総理する。

(2) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代行する。

(3) 理事は、理事会を構成し、本会の重要事項を審議・決定する。

(4) 事務局長は、本会の事務局を統括し、本会運営の実務を管理する。

（任期）

第17条　役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2　補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章　会議

（理事会）

第18条　理事会は、理事長、副理事長及び理事で構成する。

2　理事会は本会の最高意思決定機関として、次の職務を行う。

(1) 活動計画及び予算の決定

(2) 活動報告及び決算の承認

(3) 規約の改廃

(4) 役員の選任及び解任

(5) 会費の額の決定

(6) その他、本会の運営に関する重要事項の決定

（開催）

第19条　理事会は定期的に開催し、必要に応じて臨時に開催することができる。

（議決）

第20条　理事会の議事は役員出席者の過半数で決し、可否同数の場合は理事長の決定とする。

第6章　会計

（会計年度）

第21条　本会の会計年度は、毎年11月1日に始まり、翌年10月31日に終わる。

２．毎年の本会活動報告及び会計報告については、決算末日から３ケ月以内に各組合員に通知することとする。

（経費）

第22条　本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

第7章　附則

（規約の改廃）

第23条　本規約の改廃は、理事会の議決をもって行う。

（解散）

第24条　本会を解散する場合は、理事会の議決をもって行う。

（補則）

第25条　本規約に定めのない事項は、理事会の議決を経て別に定める。